

証券コード 9709  
2024年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号

**NCS&A 株式会社**  
代表取締役社長 辻 隆 博

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://nrsa.jp/ir/shareholder>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、  
「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまし  
て、後述のご案内に従って2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して  
くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモンテレ グラスミア大阪23階 「パティオ リッチモンド」

会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いの  
ないようご注意ください。

3. 目的事項  
報告事項
  1. 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案

- 取締役5名選任の件
- 監査役2名選任の件
- 補欠監査役1名選任の件
- 会計監査人選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

##### (2)インターネットによる議決権行使の場合

次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。なお、これらの事項は、「第58期定時株主総会招集ご通知【交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。  
したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎本総会の決議のご報告は、上記当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせする予定です。
- ~~~~~

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、社外取締役2名、社外監査役1名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">まつきけんご 松木謙吾</p> <p style="text-align: center;">(1951年12月10日生)</p>	<p>1994年1月 当社入社</p> <p>1996年4月 当社事業企画推進本部長</p> <p>1997年6月 当社取締役事業企画推進本部長</p> <p>2000年6月 当社常務取締役</p> <p>2004年5月 当社代表取締役専務</p> <p>2005年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2018年4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	161,512株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松木謙吾氏は、長年代表取締役社長として、また2018年4月からは代表取締役会長として当社グループの経営を指揮してまいりました。各取締役と建設的な議論や意見を交わし取締役会の機能強化に努めてきた豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">つじ たか ひろ 辻隆博</p> <p style="text-align: center;">(1960年6月6日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社ソリューション事業本部営業事業部長</p> <p>2010年4月 当社執行役員第三事業本部ソリューション営業事業部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員第三事業本部第一ソリューション事業部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員第二事業本部第一ソリューション事業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員第二事業本部長</p> <p>2014年6月 当社取締役執行役員第二事業本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員常務エンタープライズ事業本部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌</p> <p>2017年6月 当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌</p> <p>2018年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	118,983株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>辻隆博氏は、民需系システムの事業部門で事業本部長、管掌を歴任し、2018年4月からは代表取締役社長としてお客様目線を基本としながらリーダーシップを発揮し、業容拡大に貢献してまいりました。豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>おお もり きょう た</small> <b>大森京太</b> (1948年3月14日生)	1972年4月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年6月 (株)東京三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 常務取締役 2007年10月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ 銀行) 専務執行役員 2008年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取 締役員副社長 同社取締役 2010年10月 (株)三菱総合研究所代表取締役社長 2010年12月 三菱総研DCS(株)取締役会長 2011年7月 三菱総研DCS(株)取締役会長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年12月 (株)三菱総合研究所代表取締役会長 2017年12月 同社取締役会長 2017年12月 三菱総研DCS(株)取締役 2018年6月 (株)アイネス社外取締役 2021年12月 (株)三菱総合研究所特別顧問 (現在に至る) [重要な兼職の状況] (株)三菱総合研究所特別顧問	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 大森京太氏は、長年の銀行及びシンクタンクにおける経営経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしており、今後もその役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>  <small>だん ひろ き</small>  <small>團 博 己</small>                      (1958年3月15日生)                 </div>	1980年4月 日本電気(株)入社 1999年7月 同社北陸支社富山支店長 2006年4月 同社神奈川支社長 2009年4月 同社南関東支社長兼神奈川支社長 2010年4月 同社東海支社長 2014年4月 同社執行役員 2014年6月 NECネクサソリューションズ(株)社外取締役 2016年4月 同社取締役執行役員常務 2016年6月 同社代表取締役執行役員社長 2020年4月 同社取締役支配人 2020年6月 同社顧問 2021年7月 当社社外取締役 (現在に至る)	7,000株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>團博己氏は、これまで当業界で培ってこられたビジネス経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしており、今後もその役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           新任 社外 独立         </div> 後藤 祐子 (1963年1月17日生)	1985年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2015年5月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 入社 2017年10月 公益財団法人日本バスケットボール協会 入局 2019年1月 バスケットボール・コーポレーション(株) 取締役 2021年10月 (株)バディ企画研究所 経営アドバイザー 2022年11月 一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ 経営アドバイザー (現在に至る)	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 後藤祐子氏は、三菱UFJ銀行の銀座通支店等の支店長を歴任し、銀行およびシンクタンクにおける豊富な経験と、スポーツビジネスにおける経営経験等の多角的な知識を有しており、これらの経験や見識を活かし、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能等、適切な役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 大森京太氏、團博己氏及び後藤祐子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の特別顧問を兼務しており、ITサービスに関する事業において競業関係にあります。また、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 團博己氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の業務執行者でありました。
4. 大森京太氏及び團博己氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、後藤祐子氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、大森京太氏及び團博己氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、後藤祐子氏の選任が承認され、就任した場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、被保険者の任期途中に更新する予定であります。



## 第2号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役木下幸夫氏及び大西寛文氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">お ち 越 智 み さ き</p> <p style="text-align: center;">(1961年1月10日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2003年4月 エヌシーエステクノロジー(株) (現 エブリ(株)) 転籍</p> <p>2006年7月 同社執行役員第三システム部部长</p> <p>2011年6月 同社取締役執行役員</p> <p>2019年4月 同社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	16,809株
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>越智みさき氏は、当社入社後、子会社のシステム部部长、事業部長および代表取締役社長を歴任し、当業界及び当社ビジネスにおいて豊富な経験を有しており、これらの経験や見識を活かし、監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たすことを期待し、監査役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;"><b>新任 社外 独立</b></p> <p style="text-align: center;">お お に し ゆ う こ 大 西 祐 子</p> <p style="text-align: center;">(1980年1月4日生)</p>	<p>2003年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>2007年7月 公認会計士登録</p> <p>2015年7月 桜橋監査法人入所</p> <p>2015年9月 桜橋監査法人パートナー (現在に至る)</p>	0株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>大西祐子氏は、公認会計士としての豊富な経験と会計全般に関する専門的な知識を有しており、これらの経験や見識を活かし、社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たすことを期待し、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越智みさき氏は2024年6月17日をもって、エブリ株式会社の代表取締役社長を退任する予定です。
3. 大西祐子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 大西祐子氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。
5. 大西祐子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、被保険者の任期途中に更新する予定であります。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリクス

氏名	役職	社外 独立	性別	専門性と経験					
				企業 経営	経営 管理	技術 品質	財務 会計	法務 リスク 管理	ESG サステナ ビリティ
松木 謙吾	取締役		男性	○		○			○
辻 隆博	取締役		男性	○	○	○			○
大森 京太	取締役	社外・独立	男性	○	○			○	○
團 博己	取締役	社外・独立	男性	○	○				
後藤 祐子	取締役	社外・独立	女性	○	○		○	○	
越智 みさき	監査役		女性	○	○	○			
吉川 興治	監査役	社外・独立	男性					○	
大西 祐子	監査役	社外・独立	女性				○		

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
さと い よし のり 里井義昇 (1962年12月10日生)	1996年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1996年4月 高木茂太市法律事務所入所 2006年2月 象印マホービン(株)社外監査役 2015年6月 当社社外監査役 2015年6月 東洋紡(株)社外監査役 2016年12月 やさか法律事務所入所 (現在に至る) [重要な兼職の状況] やさか法律事務所弁護士	5,000株
補欠の社外監査役候補者とした理由 里井義昇氏は弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見並びに経営に関する見識を有していることから、当社の監査に反映できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は2015年6月から2016年6月まで当社社外監査役を務め、当社の事業内容及び監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合においても、適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 里井義昇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 里井義昇氏と当社は、法律顧問契約を締結しております。
3. 里井義昇氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。里井義昇氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな監査法人の起用により新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の規模、体制等を考慮して総合的に検討した結果、当社の事業規模等に見合った監査が期待できるとの観点から、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称等は次のとおりであります。

(2023年6月30日現在)

名 称	仰星監査法人			
事務所	主たる事務所 従たる事務所	東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー		
沿 革	1990年9月 1999年10月 2006年10月 2011年7月 2014年7月	北斗監査法人設立 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 明澄監査法人と合併、北陸事務所（現北陸オフィス）を開設 明和監査法人と合併 (現在に至る)		
概 要	資本金 構成人員	182,000,000円 社員 (公認会計士) 職員 (公認会計士) (公認会計士試験合格者) (その他) 合計	55名 207名 87名 51名 400名	(うち代表社員10名)
国際業務	Nexia International (ネクシア・インターナショナル) にメンバーファームとして加盟			

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍を乗り越え経済活動が一段と正常化に向かい、雇用・所得環境が改善する中で緩やかな回復がみられる一方、原材料価格の高止まり、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である情報サービス産業におきましては、コロナ禍を契機としたIT活用の一時的な需要の急増は収まったものの、デジタル活用が社会に定着化したことや労働力不足を背景とした業務効率化に向けたIT活用の重要性の高まりにより、市場環境は一段と復調しております。また、経済産業省が警鐘を鳴らした「2025年の崖」を背景に、古い基幹業務システムを刷新する動きが活性化しております。

このような環境のもと、当社グループは収益性の改善を背景に、さらに「世の中から必要とされる会社」に向け、引き続き投資による主力ソリューションの強化と「社内スタートアップ制度」(研究開発を通して新しい事業の芽を創出する活動)による事業創出活動を積極的に推進しております。

企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進に寄与するマイグレーションサービスのさらなる拡大に向け、2023年6月にIBMi(AS/400)ユーザーを対象に、お客様の状況や将来の展望に合わせたマイグレーションを実現する「Airs RPG to Java」をリリースしました。さらに、2023年9月にはホテルレストラン等のオーダー業務をサポートするオーダーエントリーシステム「E.M.O(エモ)」の販売を開始し、複数のホテルチェーンへの導入が進みホテル事業の拡大に寄与しました。また、自治体向け給付金システム「The給付」による新設給付金制度への迅速な機能強化対応を実施し自治体ビジネスの拡大につなげました。その他、家賃債務保証基幹システム「Guras(グラス)」における、より精緻で迅速な審査業務を実現する「JICC接続サービス」オプションのリリースや、組織内のITインフラ(セキュリティ・ハードウェア・ネットワーク・サービスなど)の稼働状況を一括監視する総合情報表示基盤「ScopNeo(スコップネオ)」の研究開発を進めるなど、様々な業界に向けたDX推進の積極的な取り組みを行っております。

従業員に対しては2023年6月より平均4.5%の給与水準の引き上げを実施したのに加え、「社員が生き生きと働ける会社」に向けて働き方改革を継続しており、2023年10月よりフェムテックサービスの導入を開始いたしました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は、機器販売において前期は部品不足の解消により一時的に売上高が増加しましたが、商品出荷時期の偏りが正常化したことなどにより今年度は前期に比べ4億77百万円減収の189億7百万円となりました。利益面につきましては、利益率の高い自社製品によるソリューション及び高収益案件への注力を続けることにより営業利益は前期に比べ97百万円増加の16億38百万円、経常利益は前期に比べ1億42百万円増加の17億59百万円となりました。また、退職一時金制度の一部廃止に伴う退職給付制度終了益の発生及び繰越欠損金解消による法人税等調整額の増加により親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ2億63百万円増加の15億36百万円となりました。

なお、当社グループの売上分類別の概況は次のとおりです。

#### <自社製品によるソリューション>

自社製品によるソリューションにつきましては、前期に引き続きマイグレーションサービスの外資系保険会社向け大型案件やアライアンス先との協業案件が順調に進捗、情報システム可視化ソリューション「REVERSE PLANET（リバースプラネット）」、個人信用情報接続サービス「Ccms（シーシーエムエス）」などの売上高が増加いたしました。しかし前期を超える案件の獲得には至らず、その結果、自社製品によるソリューションの売上高は前期に比べ92百万円減収の44億15百万円となりました。

#### <システムインテグレーション>

システムの設計・開発から導入後の運用・保守までをワンストップで提供するシステムインテグレーションサービスにつきましては、中堅・中小マーケットの受注環境の改善により、ホテル業向けシステム開発・機器販売や、生産管理システム「Factory ONE 電脳工場」の導入・カスタマイズを含むシステム開発案件などが復調してまいりました。一方で、インボイス制度に向けた対応など需要を大きく拡大する要素がひと段落を迎えたことで、システムインテグレーションの売上高は前期に比べ1億63百万円減収の84億54百万円となりました。

#### <機器・パッケージ>

コンピュータ機器及び周辺機器、パッケージソフトウェア等の売上のうち、他の開発・サービスを伴わない機器・パッケージ単体の販売による売上高は、前期は部品不足の解消により一時的に増加しましたが、商品出荷時期の偏りが正常化したことにより今年度は前期に比べ1億76百万円減収の17億51百万円となりました。

#### <受託開発>

大手Sierからの受託開発につきましては、前期に引き続き当社の得意領域にリソースを集中させ、また、受注条件の改善に努めるなど収益性の向上に取り組んでおります。引き続き当社の強みを活かさない領域からの撤退・縮小を進めており、受託開発の売上高は前期に比べ45百万円減収の42億86百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動向が見込まれます。一方で、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性により引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

企業においては、ITを活用したテレワークやデジタル化が進み、新しい働き方が急速に広がりました。また、経済産業省の「2025年の崖」の警鐘を背景に、企業における老朽化、肥大化、複雑化及びブラックボックス化している古い基幹業務システムを刷新する動きが続いております。デジタルトランスフォーメーション（DX）の浸透が進み、企業におけるIT活用の重要性が再認識される流れは人手不足の深刻化を受けて大企業だけではなく、中堅・中小企業にも広がり、IT投資は中長期的に拡大していくものと認識しております。

このような環境のもと、当社グループは2024年度より開始する中期経営計画（2024-2026）を策定いたしました。真に社会から必要とされる“NC S & A”になるため、さらなる企業価値の向上を目指し、成長に向けた投資を継続・強化してまいります。中期経営計画の基本方針は以下のとおりです。

### 中期経営計画の基本方針

#### ・事業の観点

自主ビジネスの強化と主力ソリューションへの投資を拡大してさらなる収益性の向上を図ってまいります。また、研究開発を通じて新しい事業の芽を創出する「社内スタートアップ制度」をさらに活性化させるとともに新ビジネスの創出に向けた部門横断の取り組みを促進し、稼働力を強化してまいります。

#### ・人材の観点

新卒採用及び通年採用を拡大し人材獲得を強化いたします。また、より充実した教育の提供や多様な人材活躍の推進、処遇の改善、福利厚生の実施、柔軟な勤務制度の導入など、社員が生き生きと活躍できる環境の構築に向けて、人材への投資を進めてまいります。

#### ・会社の観点

リスクマネジメントの強化に向けてPMO（プロジェクトマネジメントオフィス）によるプロジェクトにおける品質マネジメントの向上と技術力の強化を図ってまいります。サステナビリティへの取り組みを推進し企業価値の向上を促進してまいります。サステナビリティへの取り組みは持続的社会的な実現のみならず事業活動の継続においても重要であると考えており、創業の精神である「コンピューターは社会に奉仕する」のもと、企業や地域社会が直面する課題に対してITソリューションを提供することで、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。



中期経営計画の目標については、2027年3月期に連結売上高230億円、連結営業利益率12%、連結配当性向45%以上の達成を掲げております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は3億28百万円であります。その内訳は、有形固定資産の取得が48百万円、無形固定資産の取得が2億79百万円であります。なお、所要資金は、主に自己資金を充当しております。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)	第58期 (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,751	20,458	19,385	18,907
経 常 利 益 (百万円)	958	1,408	1,617	1,759
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	789	978	1,273	1,536
1株当たり当期純利益 (円)	45.04	59.03	78.20	95.57
総 資 産 合 計 (百万円)	16,848	17,695	18,591	19,211
純 資 産 合 計 (百万円)	9,332	10,126	10,634	12,253

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除して算出）により算出しております。

### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
エ ブ リ (株)	80 百万円	100%	サービス事業 (保守サービス) (運用支援サービス)
N C S サポート & サービス(株)	10 百万円	100%	I T 支援サービス
恩 愛 軟 件 ( 上 海 ) 有 限 公 司	430 百万円	100%	ソフトウェア開発



## (6) 主要な事業内容

当社グループは、経営課題を抱えた企業の皆様に向けて、最適なソリューション提案をはじめとしてシステムの構築から保守・運用にわたるITサービスをワンストップで提供しております。

### ① システム開発

当社グループは、顧客からのシステムの設計及びソフトウェアの開発を受託し開発を行うとともに、パッケージソフトウェアのカスタマイズを行い、ソリューションを中心とした販売を行っております。

### ② サービス

当社グループは、コンピュータ機器の保守を行うハードウェア保守サービス及び企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサポートサービスを中心にサービス業務を行っております。

### ③ システム機器等販売

当社グループは、コンピュータ機器及び周辺機器、自社開発パッケージソフトウェア、他社開発パッケージソフトウェアの販売を行っております。

## (7) 主要な拠点等

会 社 名	主 要 拠 点
N C S & A (株)	(本 社) 大阪市北区 (難 波 オ フ ィ ス) 大阪市浪速区 (新 大 阪 オ フ ィ ス) 大阪市淀川区 (尼 崎 オ フ ィ ス) 兵庫県尼崎市 (東 京 本 社) 東京都千代田区 (汐 留 オ フ ィ ス) 東京都港区 (大 井 町 オ フ ィ ス) 東京都品川区 (名 古 屋 支 社) 名古屋市中村区
エ ブ リ (株)	(本 社) 大阪市城東区
N C S サ ポ ー ト & サ ー ビ ス (株)	(本 社) 大阪市北区
恩 愛 軟 件 ( 上 海 ) 有 限 公 司	(本 社) 中国上海市

## (8) 使用人の状況

職 種 別 の 名 称	使 用 人 数
営 業 職	81名
技 術 職	1,011名
総 括 職 ・ 事 務 職	98名
合 計	1,190名

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

## (9) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項で重要なものはありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 : 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 18,000,000株

(3) 株 主 数 : 3,236名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 Z E N	1,851 千株	11.50 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,061 千株	6.60 %
丸 山 幸 男	960 千株	5.97 %
吉 田 知 広	503 千株	3.13 %
N C S & A 従 業 員 持 株 会	462 千株	2.87 %
アイ・システム株式会社	403 千株	2.50 %
梶 川 融	398 千株	2.48 %
株 式 会 社 ク リ ナ ム	398 千株	2.47 %
日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社	381 千株	2.37 %
山 田 欣 吾	350 千株	2.18 %

(注) 当社は自己株式1,907,361株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。(持株比率は自己株式を控除して計算しております。)

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役(社外取締役を除く) 1名に、20,000株を交付いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 木 謙 吾	
代表取締役社長	辻 隆 博	
取 締 役	重 松 孝 司	公認会計士（重松公認会計士事務所 代表）
取 締 役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所 特別顧問
取 締 役	團 博 己	
常 勤 監 査 役	木 下 幸 夫	
監 査 役	大 西 寛 文	公認会計士
監 査 役	吉 川 興 治	馬場法律事務所 弁護士 日本金銭機械株式会社 社外取締役

- (注) 1. 重松孝司、大森京太及び團博己は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 大西寛文及び吉川興治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役重松孝司、取締役大森京太、取締役團博己、監査役大西寛文及び監査役吉川興治を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。  
 4. 大西寛文は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 大森京太は、2023年6月23日をもって、株式会社アイネス社外取締役を退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む。）とした役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の保険料は、すべて当社及び子会社で負担しており、被保険者である各役員（子会社役員等を含む。）による負担はありません。填補の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、取締役の中長期的な業績向上への意欲を高め、持続的な企業価値増大に寄与するよう、固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成する内容となっております。なお、社外取締役はその職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

- ・固定報酬は、月例の基本報酬とし、それぞれの責務の大きさを勘案し、役職に応じた基準を定めております。
- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した短期的なインセンティブである業績連動賞与（金銭報酬）とし、各事業年度の営業利益達成率及び役割達成度を加味した取締役ごとの評価を指標として算定された額を毎年、一定の時期に支給しております。
- ・非金銭報酬等は、中長期的なインセンティブである譲渡制限付株式とし、前年度評価を含めた期待値を加味した取締役ごとの評価を指標として算定された株式数を毎年、一定の時期に支給しております。
- ・取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会（任意の委員会）において審議を行っております。取締役会（取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、原則、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、（評価指標を100%達成した場合）固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1としております。

##### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人部分給与は含まない。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名）と決議いただいております。また、2018年6月22日開催の第52期定時株主総会において、取締役（ただし、社外取締役を除く。同定時株主総会終結時の取締役の員数は8名）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給すること、及び付与対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とし、上記報酬限度額の範囲内で支給するものと決議いただいております。
- ・監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額36百万円以内（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名）と決議いただいております。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長松木謙吾がその具体的内容について委任をうけ、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の役割達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分としております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行の評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断し、当該権限を委任しております。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会にて審議し、その審議内容に従って決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、非金銭報酬等は、指名・報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

## ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	211,423 (18,000)	105,000 (18,000)	98,800 (-)	7,623 (-)	-	5 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	29,100 (9,600)	25,200 (9,600)	3,900 (-)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額40,600千円（取締役2名に対して38,000千円、監査役1名に対して2,600千円）を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等として取締役に対して金銭報酬として賞与、非金銭報酬等として株式報酬を交付しております。金銭報酬としての賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び額の算定方法は、上記①に記載のとおりであり、業績指標に関しては、連結営業利益の目標15億60百万円に対して当連結会計年度の連結営業利益の実績は16億38百万円となり、営業利益達成率は105.0%となっております。また、非金銭報酬等としての株式交付の状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等の金額は譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として当連結会計年度において4回開催し、取締役の報酬等に関する方針及び報酬制度に係る審議及び取締役への答申を実施しております。
6. 監査役の報酬は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役重松孝司は、重松公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。
- ・社外取締役大森京太は、株式会社三菱総合研究所の特別顧問を兼職しております。また当社と株式会社三菱総合研究所との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の約1.6%であります。
- ・社外監査役吉川興治は、馬場法律事務所の弁護士及び日本金銭機械株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と馬場法律事務所との間に重要な取引関係はありません。また当社と日本金銭機械株式会社との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の1%未満であります。

### ②主な活動状況

- ・社外取締役重松孝司は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、公認会計士としての経験や見識を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役大森京太は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役團博己は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、当業界におけるビジネス経験や見識を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外監査役大西寛文は、当期に開催された取締役会12回、監査役会11回すべてに出席し、公認会計士としての企業会計における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。
- ・社外監査役吉川興治は、当期に開催された取締役会12回、監査役会11回すべてに出席し、弁護士としての企業法務における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
36,500千円
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額  
36,500千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価・分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分することができないため、上記の金額には合計金額を記載しております。

3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として3,500千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
  - ②「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役または担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
  - ③コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - ④当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
  - ⑤反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
  - ②執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
  - ③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
  - ②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。



5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ①グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
  - ②グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
  - ③「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
  - ④グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
  - ⑤グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役の補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
  - ②監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。
7. 当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
  - ②監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
  - ③取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ④当社及びグループ会社の内部通報制度の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
  - ⑤代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
  - ⑥監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
  - ⑦監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
  - ⑧監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
  - ⑨監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンスに対する取組みの状況

NC S & Aグループ全体でのコンプライアンス体制を整えるため、「NC S & Aグループコンプライアンス管理規程」「内部通報規程」を制定し運用しております。コンプライアンスの統括的な実施責任を負う「実施統括責任者」として、コンプライアンス担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関するすべての情報を掌握する体制としております。

「NC S & Aグループコンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図っております。

コンプライアンスに関する教育は、グループの全社員対象とするプログラムと職制に応じたプログラムを設けるとともに、コンプライアンス関連通達を随時配布する等によりコンプライアンスの啓発を推進しております。

### 2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度には12回開催し、取締役会の審議資料は事前配布して出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。また、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換を行っております。

### 3. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。

監査役は、社外取締役とのミーティングの場を設け、当社の課題等について情報共有し、客観的な立場で意見交換を行っております。

常勤監査役は、「取締役会」「経営会議」のほか、「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「内部統制委員会」等の協議の場に参加し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

常勤監査役は、内部監査部門である監査室と月例定例会を開催し意見交換を行っております。

### 4. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

災害リスク、情報漏えいリスクを中心に、管理規程や職務分掌を整備しております。リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）において、計画、状況確認、再整備などの審議を行い、必要に応じて経営会議に報告されています。

### 5. 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ会社の経営管理については、四半期毎に当社経営会議でグループ会社社長による事業状況の報告を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については当社取締役会または当社代表取締役社長へ随時報告する体制としております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上、財務体質の強化を図ることで安定的な配当を継続することが重要と考えております。剰余金の配当につきましては、連結配当性向35%以上を目標に収益状況に対応した配当を行うことを基本として、キャッシュ・フローの状況、内部留保などを勘案して決定いたします。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

上記の方針に基づき、当期の年間配当金（普通配当）は1株につき30円とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中、金額・株式数・比率等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	<b>16,107,244</b>	流 動 負 債	<b>4,317,961</b>
現 金 及 び 預 金	9,902,211	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	750,976
受 取 手 形	1,592	リ ー ス 債 務	30,109
電 子 記 録 債 権	76,431	未 払 金	1,055,836
売 掛 金	3,821,256	未 払 法 人 税 等	427,297
契 約 資 産	1,743,150	契 約 負 債	248,841
商 品	258,323	賞 与 引 当 金	1,360,010
仕 掛 品	38,076	役 員 賞 与 引 当 金	52,600
そ の 他	266,242	受 注 損 失 引 当 金	43,335
貸 倒 引 当 金	△40	そ の 他	348,954
固 定 資 産	<b>3,104,490</b>	固 定 負 債	<b>2,640,484</b>
( 有 形 固 定 資 産 )	<b>(438,047)</b>	リ ー ス 債 務	29,966
建 物	303,794	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,588,548
リ ー ス 資 産	53,773	長 期 未 払 金	21,970
そ の 他	80,478	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,958,446</b>
( 無 形 固 定 資 産 )	<b>(552,358)</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ エ ア	552,316	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
そ の 他	42	株 主 資 本	<b>11,888,688</b>
( 投 資 そ の 他 の 資 産 )	<b>(2,114,084)</b>	( 資 本 金 )	<b>(3,775,100)</b>
投 資 有 価 証 券	1,065,045	( 資 本 剰 余 金 )	<b>(4,000,503)</b>
繰 延 税 金 資 産	496,304	( 利 益 剰 余 金 )	<b>(4,952,272)</b>
差 入 保 証 金	454,887	( 自 己 株 式 )	<b>(△839,187)</b>
そ の 他	140,188	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	<b>364,600</b>
貸 倒 引 当 金	△42,341	( そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 )	<b>(430,973)</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,211,735</b>	( 為 替 換 算 調 整 勘 定 )	<b>(33,820)</b>
		( 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 )	<b>(△100,193)</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,253,289</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>19,211,735</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,907,673
売上原価		13,268,437
<b>売上総利益</b>		<b>5,639,236</b>
販売費及び一般管理費		4,001,184
<b>営業利益</b>		<b>1,638,052</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,986	
保険配当金	64,208	
その他営業外収益	33,776	128,970
営業外費用		
支払利息	708	
為替差損	6,093	
その他営業外費用	522	7,323
<b>経常利益</b>		<b>1,759,699</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	6,993	
退職給付制度終了益	360,138	367,132
特別損失		
固定資産除却損	6,075	
ゴルフ会員権売却損	2,394	8,469
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,118,361</b>
法人税、住民税及び事業税	544,026	
法人税等調整額	37,677	581,704
<b>当期純利益</b>		<b>1,536,657</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,536,657</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	3,775,100	3,991,375	3,865,584	△844,675	10,787,385
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△449,969		△449,969
親会社株主に帰属する当期純利益			1,536,657		1,536,657
自己株式の取得				△12,374	△12,374
自己株式の処分		9,127		17,862	26,989
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	9,127	1,086,688	5,487	1,101,303
2024年3月31日残高	3,775,100	4,000,503	4,952,272	△839,187	11,888,688

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2023年4月1日残高	309,341	27,593	△489,949	△153,014	10,634,370
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△449,969
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,536,657
自己株式の取得					△12,374
自己株式の処分					26,989
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	121,631	6,226	389,756	517,614	517,614
連結会計年度中の変動額合計	121,631	6,226	389,756	517,614	1,618,918
2024年3月31日残高	430,973	33,820	△100,193	364,600	12,253,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,859,261	流動負債	4,100,387
現金及び預金	8,904,366	支払手形	178,877
受取手形	1,592	買掛金	490,630
電子記録債権	76,431	リース負債	30,109
売却掛金	3,614,223	未払払	1,144,451
契約資産	1,743,150	未払法人税等	397,945
商品	251,173	契約負債	243,820
仕掛品	38,076	預り金	51,252
前払費用	158,445	賞与引当金	1,257,540
未収入金	53,489	役員賞与引当金	40,600
その他の金	18,352	役員損失引当金	43,335
貸倒引当金	△40	その他の負債	221,822
固定資産	3,234,585	固定負債	2,294,989
(有形固定資産)	(425,263)	リース負債	29,966
建物	296,511	退職給付引当金	2,215,982
工具、器具及び備品	74,977	長期未払金	21,970
リース資産	53,773	長期預り金	27,070
(無形固定資産)	(539,672)	負債合計	6,395,376
ソフトウェア	539,630	純資産の部	
その他の金	42	科目	金額
(投資その他の資産)	(2,269,649)	株主資本	11,267,497
投資有価証券	1,062,045	(資本金)	(3,775,100)
関係会社株	193,000	(資本剰余金)	(4,000,503)
関係会社出資	99,792	資本準備金	2,232,620
長期前払費用	72,166	その他資本剰余金	1,767,883
繰延税金資産	360,630	(利益剰余金)	(4,331,081)
差入保証金	460,896	その他利益剰余金	4,331,081
保険積立金	10,172	繰越利益剰余金	4,331,081
その他の金	19,815	(自己株式)	(△839,187)
貸倒引当金	△8,870	評価・換算差額等	430,973
		(その他有価証券評価差額金)	(430,973)
資産合計	18,093,847	純資産合計	11,698,470
		負債及び純資産合計	18,093,847

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		17,746,653
売上原価		12,470,176
<b>売上総利益</b>		<b>5,276,477</b>
販売費及び一般管理費		3,751,524
<b>営業利益</b>		<b>1,524,952</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	55,357	
保険配当金	50,848	
その他営業外収益	31,642	137,848
営業外費用		
支払利息	708	
為替差損	6,091	
その他営業外費用	521	7,320
<b>経常利益</b>		<b>1,655,479</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	6,993	
退職給付制度終了益	360,138	367,132
特別損失		
固定資産除却損	6,075	
ゴルフ会員権売却損	2,394	8,469
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,014,142</b>
法人税、住民税及び事業税	493,737	
法人税等調整額	39,427	533,164
<b>当期純利益</b>		<b>1,480,977</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2023年4月1日残高	3,775,100	2,232,620	1,758,755	3,991,375
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			9,127	9,127
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	9,127	9,127
2024年3月31日残高	3,775,100	2,232,620	1,767,883	4,000,503

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計 合 計		
2023年4月1日残高	3,300,073	3,300,073	△844,675	10,221,873
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△449,969	△449,969		△449,969
当期純利益	1,480,977	1,480,977		1,480,977
自己株式の取得			△12,374	△12,374
自己株式の処分			17,862	26,989
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	1,031,008	1,031,008	5,487	1,045,623
2024年3月31日残高	4,331,081	4,331,081	△839,187	11,267,497

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日残高	309,341	309,341	10,531,215
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△449,969
当期純利益			1,480,977
自己株式の取得			△12,374
自己株式の処分			26,989
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	121,631	121,631	121,631
事業年度中の変動額合計	121,631	121,631	1,167,255
2024年3月31日残高	430,973	430,973	11,698,470

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

NC S & A株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 福井 さわ子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NC S & A株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NC S & A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

NC S & A株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 福井 さわ子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NC S & A株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査の方針、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

NCS & A株式会社 監査役会

常勤監査役 木下 幸夫 ㊟

社外監査役 大西 寛文 ㊟

社外監査役 吉川 興治 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモントレ グラスミア大阪23階 「パティオ リッチモンド」  
TEL 06-6645-7111



## 交通

J R 線	「JR難波」 駅から徒歩約1分
大阪メトロ四ツ橋線	「なんば」 駅 北改札口30番出口直結
大阪メトロ千日前線	「なんば」 駅 西改札から徒歩約1分
大阪メトロ御堂筋線	「なんば」 駅 北西改札から徒歩約5分
阪神線、近鉄線	「大阪難波」 駅 西改札から徒歩約1分
南海線	「なんば」 駅 3階北口または2階中央口から徒歩約7分

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考  
えに基づいた見やすいデザインの  
文字を採用しています。

